

## 必要なときに 必要なひとが 必要な医療を受けられるように 国民健康保険税は必ず納めましょう

国税務課（市民税係） ☎ 82・2070 / 健康課（国保年金係） ☎ 82・6690

国民健康保険（以下、国保）は、病気やけがのときに安心して医療を受けられるように、加入者のみなさんが保険料を出し合い、助け合う医療保険制度です。職場の健康保険に加入している人、生活保護を受けている人や75歳以上の人を除き、全員が加入する必要があります。

### 納税義務者は世帯主

同一世帯分をまとめて世帯主が納めます。世帯主が国保に未加入でも、家族に一人でも国保加入者がいれば、納税通知書は世帯主に送られます。

### 納付方法は5つ

#### ①年金からの天引き（特別徴収）

65歳以上75歳未満の世帯主で次の(1)～(5)すべてに該当する場合は、年金からの天引きになります（申請により口座振替に変更できる場合があります）。

- (1) 世帯主が国保加入者
- (2) 世帯の国保加入者全員が65歳以上75歳未満
- (3) 天引き対象となる年金額が年18万円以上

(4) 介護保険料と国保税の合計額が年金受給額の2分の1を超えない  
(5) 世帯主が75歳到達年度でない

#### ②納付書による現金納付

納付書に記載された指定金融機関や全国の共通納税対応金融機関、またはコンビニエンスストアなどで納付できます。

#### ③クレジットカードによる納付

「地方税お支払いサイト」にアクセスし、納付書に記載のQRコードを読み取るか、納付番号などを入力することで納付できます。

#### ④スマートフォンを利用したアプリ決済

納付書のバーコードやQRコードを利用できる各種アプリで読み取ることで納付できます。詳しくは市ホームページを確認ください。

#### ⑤口座振替

金融機関などの指定口座から、納期ごとに自動振替で納付できます。口座振替を希望する金融機関で手続きをしてください。



地方税お支払サイト



スマホアプリ決済方法

### \* 令和8年度の税率等

項目	課税の基礎		税率等(c)			
			医療分	後期支援分	介護分	子ども支援分
所得割	「所得」に応じて計算 〔前年の総所得金額 a - 基礎控除 b〕 × 税率 c		7.36%	2.89%	2.65%	0.15%
	前年の合計所得金額 (a)	基礎控除 (b)				
	2,400万円以下	43万円				
	2,400万円超～2,450万円以下	29万円				
	2,450万円超～2,500万円以下	15万円				
2,500万円超～	なし					
均等割	「加入者数」に応じて計算 (加入者数 × 均等割額)		30,800円	12,000円	13,300円	646円
18歳以上均等割	「18歳以上の加入者数」に応じて計算 (18歳以上の加入者数 × 均等割額)		—	—	—	26円
平等割	1世帯あたり		20,600円	8,000円	6,700円	412円
課税限度額			670,000円	260,000円	170,000円	30,000円

※前年度の合計所得金額が一定基準以下の場合、平等割額と均等割額が減額（7割・5割・2割）されます。

※子ども子育て支援納付金分（＝子ども支援分）が令和8年度から加算されます。詳しくは市ホームページを確認ください。

### 申請すると国保税の軽減を受けられる可能性があります

#### ■軽減対象

- ①会社の倒産・解雇などにより離職し、雇用保険の受給資格がある人
- ②出産予定または出産した人

※申請が必要です。詳しくは問い合わせください。

第1期の  
納付期限は  
6月30日(火)  
です



ID 1508



ID 1934

## 働く女性をサポート



### 女性活躍推進助成金

市内の事業者が行う、女性の活躍を目指した職場環境の改善や研修などにかかる費用の一部を補助します。

○対象経費の2分の1（上限15万円）



ID 12759

### 女性活躍推進のための両立支援助成金

仕事と家庭の両立を支援する職場づくりを応援します。国の助成金に対して、市が独自に上乗せして補助します。申請手続きを専門家に委託した場合の費用も対象です。

○支給決定額の3分の1以内（上限20万円）

○委託費の2分の1以内（上限15万円）



ID 12760

### 妊婦健診休暇取得奨励金

妊婦の健診のための有給休暇制度を就業規則で定め、年間で5回以上利用した事業所に奨励金を交付します。

○1事業所あたり10万円



ID 12758

## 働くパパをサポート



### 配偶者出産休暇取得奨励金

配偶者の出産時に利用できる有給休暇を設け、年間2日以上取得実績があった事業所に奨励金を交付します。

○1事業所あたり10万円



ID 12758

### 男性の育児目的休暇取得奨励金

配偶者の出産後に使える有給休暇を設け、年間3日以上利用実績があった事業所に奨励金を交付します。

○1事業所あたり10万円



ID 12758

## 育児をサポート



### 子の看護等休暇取得奨励金

子どもの病気やけがの際に使える有給休暇制度を就業規則に定め、年間5日以上利用があった場合に奨励金を交付します。

○1事業所あたり10万円



ID 12758

## 起業をサポート

### A 新規起業家店舗等賃借料支援事業補助金

市内に事業所を設け、新たに起業する人の店舗などの賃借料の一部を支援します（最大12か月分）。申請には商工会の推薦書が必要で、小売業・飲食業・サービス業などで市が認める業種が対象です。

○補助上限額：2万5千円～7万5千円

### B 新規起業家初期投資支援事業補助金

市内に事業所を設け、新たに起業する人の起業時に要する経費の一部を補助します。申請には商工会の推薦書が必要で、審査会を開催し対象者を決定します。

○補助対象経費（税抜30万円以上の経費）

店舗等新築および改装に係る経費、設備の購入に係る経費

○補助上限額：25万円～75万円

### C 新規起業家PR活動支援事業補助金

市内で新たに起業し、起業から3年以内の事業者の販売促進活動に必要とする経費の一部を補助します。

○補助対象経費

ホームページの新規作成費用、広告デザイン費など

○補助上限額：10万円～30万円

### 補助率（A～C共通）

- ①一般
- ②女性活躍加算
- ③若者加算（40歳未満）
- ④過疎地域加算（青垣・山南で起業）

補助率・補助上限額は上記加算②～④の組み合わせにより変わります。

補助率は4分の1から4分の3までです。



ID 12732



## 中小企業をサポート

### 設備投資支援事業補助金

#### ■対象事業

- ①店舗などの新築および改装事業
  - ②福利厚生施設の新築および改装事業
  - ③機械設備、ソフトウェアなどの合理化設備の導入事業
  - ④従業員の暑熱対策に係る新築および改装事業
  - ⑤従業員の暑熱対策に係る機械設備、備品などの導入事業
- （①～④は税抜30万円以上、⑤は税抜10万円以上）

#### ■補助内容

- ①一般型  
補助対象経費の10%（上限30万円）
  - ②事業承継型および市内取引循環型  
補助対象経費の20%（上限50万円）
- ※経営革新計画・経営力向上計画の認定を受けた場合は、①②の上限額に上乗せあり。



ID 12744



## 引越しや住宅購入費などを補助 若者の新生活を応援します

### 新婚生活の入居費や 引越し費用などをサポート

令和8年1月1日以降に入籍した新婚夫婦世帯の、新居の購入費や賃貸住宅の入居費用、リフォーム費用、新居への引越し費用などの一部を補助します。

■対象 次のすべてに該当する世帯

- ①夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下
  - ②夫婦の所得合計額が500万円未満※奨学金を返還している世帯は、奨学金の年間返還額を夫婦の所得から控除して計算
  - ③申請日に夫婦の双方または一方が丹波市に住民登録をしている
  - ④夫婦ともに市税・上下水道料金・住宅使用料などの滞納がない
  - ⑤夫婦ともに結婚生活や子育てに役立つ次の支援プログラムを1つ完了していること
- (ア) ライフデザイン支援講座の受講（乳幼児とふれあう体験や子育て世帯との意見交換を含む）  
(イ) プレコンセプションケア  
(ウ) 医療機関への妊娠・出産に

引越しや住宅購入費などを補助

関する相談

(工) 共家事・子育て（男性の家事・育児参画のための講座等を含む）

※(工)については、夫のみの受講もできます。

■対象経費 新居の購入費、家賃1か月分、敷金、礼金、共益費1か月分、仲介手数料、リフォーム費用、新居への引越し費用など

※令和8年4月1日～令和9年3月31日に夫婦が支払った費用に限る。

■補助金額

- ①29歳以下…上限60万円
- ②30歳以上…上限30万円

■申請方法 申請書を子ども福祉課へ提出

問 ども福祉課（ミルネ内） ☎ 88  
5750



ID 8066

### 丹波市へ転入する 若者世帯の定住をサポート

丹波市に転入する若者世帯に対し、引越しや住宅にかかる費用の一部を補助します。

■対象 夫婦、パートナーとも

に昭和61年4月2日以降に生まれた世帯または義務教育修了前の子がいる世帯※引越し補助のみ、昭和61年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた女性がいる世帯（単身者も含む）も対象

■申請方法 市ホームページを確認ください。

■注意 いずれも、転入から3年以上丹波市に居住することを条件とし、3年以内に転出した場合は補助金の返還が必要

### 引越し補助

■補助金額 上限10万円

■申請期限 転入後6か月以内

### 住宅補助

■補助金額 住宅の購入、建築経費の5%※上限30万円（青垣・山南地域は上限50万円）

■申請期限

①新築・工事着工まで

②購入・入居開始日まで

■その他 住宅へ入居する前に丹波市へ転入した場合は対象外

### 特定公共賃貸住宅家賃補助

特定公共賃貸住宅（応相寺団地、下滝団地）に転入する場合に、家賃の一部を補助します。

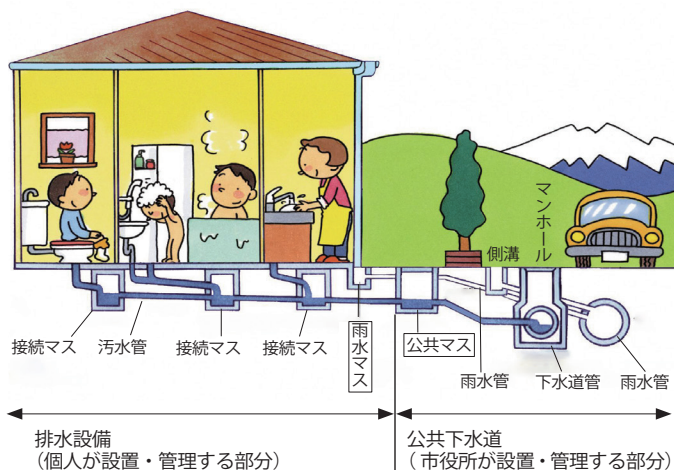
■補助金額 勤務先からの住宅手当等控除後の家賃の2分の1※月額上限2万円（24か月以内）

■申請時期 入居後、申請書類を提出

問 ふるさと定住促進課 ☎ 88  
5360



ID 1249



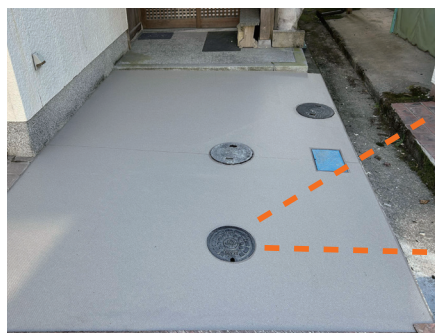
**雨水を下水道管に流さないで**  
 市内の下水道は、汚水と雨水と分けて流す「分流式」です。屋根や庭の雨水が誤って汚水管に流れ込むと、下水が流れにくくなったり、宅内へ逆流したりする原因になります。もし接続を見つけた場合は、お早めに市の「指定工事店」へ修理を依頼してください。

# 4

## 雨水が下水道管に流れていませんか？ 下水道の雨水浸入対策を

問 下水道課 (春日庁舎内) ☎ 74・0224

指定工事店



公共マスは、おおむね道路と宅地の境界ちかくにあります。



公共マスは、白色プラスチック製のもの、黒色・茶色の鉄製のものがあります。



マイナスドライバーがあればかんたんにマスを開けることができます

**誤接続がないか  
 セルフチェックをしましょう**  
 誤接続の点検方法は、雨天時にご家庭の水道水の使用を止めた状態で、公共マスに水が流れていないか確認してください。

### 6月1日から7日は水道週間です 一緒に水道について考えてみませんか？

問 水道課 (春日庁舎内) ☎ 88-5104

私たちの生活に欠かせない水道は、蛇口を回せば水が出るのが「あたりまえ」です。しかし、このあたりまえは、厳しい水質基準を満たした安全な水を、いつでも安定して届ける仕組みによって支えられています。

今年のスローガン「たいせつな 水道守ろう 未来へと」にあわせてみんなで水道について考えてみましょう。

現在、水道課では、50年、100年先の理想の姿を示す水道事業ビジョンの策定を進めています。



ID 3073



「第 68 回水道週間」ポスター